

庄内南部地区合併協議会専門小委員会
第1回 第三小委員会

期 日：平成15年6月7日(土)

会 場：朝日村中央生涯学習施設すまいる

次 第

1. 開 会

2. 委員長及び副委員長の選出について

3. あいさつ

4. 説 明

「庄内南部地区の現状」について

5. そ の 他

6. 閉 会

庄内南部地区合併協議会専門小委員会設置要綱

(設 置)

第1条 庄内南部地区合併協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を図るため、協議会規約第11条第1項の規定により、協議会に専門小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項及び専門部会における協議事項等について、調査又は審議をするものとする。

(名称、委員定数、所管及び委員)

第3条 小委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営等)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第6条 委員長は、小委員会に付託された事項に関する審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶 務)

第 7 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

別表

名 称	委員の定数	所 管
第一小委員会	1 0 名	総務、商工、観光、まちづくり部会の所管に属する事務
第二小委員会	1 0 名	住民生活、健康福祉、教育部会の所管に属する事務
第三小委員会	1 0 名	農林水産、建設部会の所管に属する事務